１２．自動点呼機器導入促進助成事業

助成内容

会員事業者が自動点呼機器を導入する場合、自動点呼機器１台に対して上限１０万円助成しています。（１会員あたり１台限度、Gマーク事業所は２台限度）

１．事業期間

　　　令和５年４月１日から令和６年２月２０日までの自動点呼機器の導入に対する助成事業。

２．対象機器

　　国土交通省が認定した自動点呼機器又はシステム及びその周辺機器

とする。

３．手続きの流れ

①申請書類の提出

　　　・申請書（様式１）

②申請の承認

　　　・申請後、当協会から承認書（様式２）を送付致します。

　　　③導入期限（令和６年２月２０日まで）

④請求書類の提出（毎月２０日締め、令和６年２月末まで）

・請求書（様式３）

・領収証（写）

　　　・契約書またはサービス利用申込書（写）

･管理ＮＯが記載された書類（写）（（2）に記載されている場合は不要）

　　　・国土交通省へ提出した乗務後自動点呼の届出書類等（写）